

議案第 35 号

多可町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員
及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための
効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について

多可町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営
並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に係る基準に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自
治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決
を求める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例

平成 年 月 日

条例 第 号

多可町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年多可町条例第9号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）及び基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に必要な申請者の資格を定めるものとする。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第2条 法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項に規定する基準は、次条に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）をもってその基準とする。

（指定介護予防支援の提供に関する記録の保存年限）

第3条 省令第28条の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存するものとする。

（指定介護予防支援事業者の指定に関する申請者の資格）

第4条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（暴力団の排除）

第5条 前条の法人は、多可町暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

II 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（既存業者等の員人の乗車の處女と薦食事等による暴力団の密接な関係の有無を確認する手続の実施）

（既存業者等の員人の乗車の處女と薦食事等による暴力団の密接な関係の有無を確認する手續の実施）

（既存業者等の員人の乗車の處女と薦食事等による暴力団の密接な関係の有無を確認する手續の実施）

（既存業者等の員人の乗車の處女と薦食事等による暴力団の密接な関係の有無を確認する手續の実施）

（既存業者等の員人の乗車の處女と薦食事等による暴力団の密接な関係の有無を確認する手續の実施）

（既存業者等の員人の乗車の處女と薦食事等による暴力団の密接な関係の有無を確認する手續の実施）

（既存業者等の員人の乗車の處女と薦食事等による暴力団の密接な関係の有無を確認する手續の実施）

（既存業者等の員人の乗車の處女と薦食事等による暴力団の密接な関係の有無を確認する手續の実施）